

コーポレートガバナンス

当社はコーポレートガバナンスの強化を重要な経営テーマと認識し、積極的に取り組んでいます。その基本方針は、「意思決定プロセスの透明性の向上、ディスクロージャー（情報開示）およびアカウンタビリティ（説明責任）の強化、コンプライアンス（遵法）をはじめとする危機管理の徹底、信賞必罰の厳格な実施によるビジネス倫理観の維持などを図り、株主等ステイクホルダーを意識した透明度の高い経営システムの構築を図る」こととしています。

経営の透明性向上

取締役数を、1999年3月期の45名から2003年3月期には12名に削減、2004年3月期は11名とする予定です。また、2000年3月期から執行役員制を、2002年3月期からは「役付執行役員制」（常務執行役員）を導入し、2003年4月時点の執行役員数（常務執行役員含む）は32名となっています。適正規模となった取締役会はスピーディな意思決定を行うとともに、本来機能である全社経営意思決定および業務執行に対する監督機能をより的確に果たし、執行役員は特定業務の執行に専念できることになりました。

取締役と執行役員の報酬については、2002年3月期及び2003年3月期の改訂により報酬を業績に連動させる新体系を導入し、各々の機能を十分に果たしたかどうかを報酬面で評価する仕組みを構築しました。

2001年3月期から設置した社外の様々な分野における専門家により構成される「アドバイザーボード」においては、当社の枠に縛られない柔軟で客観的な視点で経営の方向の妥当性を検証しています。

商法改正により2003年4月から委員会等設置会社制度も選択可能となりましたが、当社では取締役会から独立した機関である監査役会による経営監視を前提とした現行制度を一層充実してコーポレートガバナンスの強化を図っていきます。

今後とも先進各国におけるベストプラクティスを参考にしながら、当社にとっての最適なガバナンス体制のあり方につき、継続的に検討を重ねていきます。

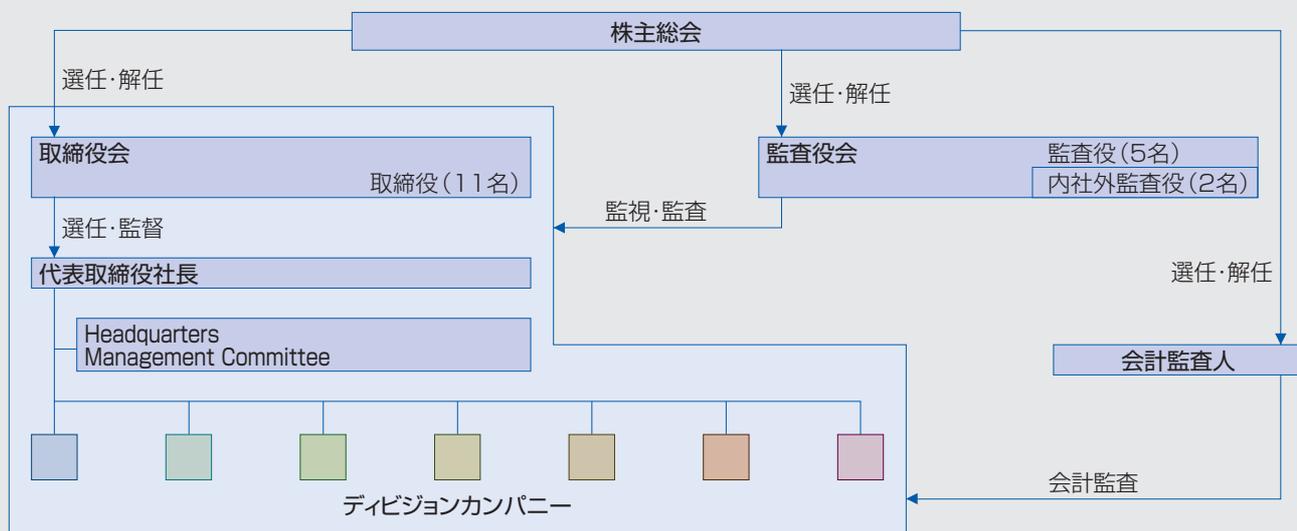
Headquarters Management Committeeおよび各種社内委員会

社長を補佐する機関としてHMC (Headquarters Management Committee)を設置し、会社の全般的経営方針および経営に関する重要事項を協議しています。さらにALM (Asset Liability Management) 委員会、事業収益改善委員会、企業倫理・コンプライアンス委員会等の各種社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な審査・協議を行い、社長および取締役会の意思決定に役立っています（右表参照）。

ディスクロージャーおよびアカウンタビリティの強化

情報開示に対する重要性の認識はますます高まり、ステイクホルダーに対する説明責任を果たすだけでなく、自主開示による積極的な対話を志向しています。2001年3月期より他商社に先駆けて四半期決算の公表を開始し、2002年3月期からはセグメント別IRを強化しています。また、早期の情報開示にも努めており、2001年3月期に5月17日であった決算公表を2003年3月期には5

コーポレートガバナンス体制





監査役
阪口 春男

常勤監査役
宮串 努

常勤監査役
小西 敏夫

常勤監査役
浅野 正裕

監査役
近藤 克彦

監査役会の役割

当社の監査役会は、取締役会から独立した機関として株主総会で選任された5名の監査役(内2名は社外監査役)で構成されています。監査役会は、株主の負託を受けて、経営および取締役に対する監視・監査機能を発揮して、当社の健全な発展に寄与します。主な役割は以下の通りです。

1. 会計監査人の独立性、監査内容のレビュー
2. 連結グループの内部統制、リスクマネジメント、ガバナンスの監視
3. 社長を含む経営陣の業務執行の監視

上記の役割を果たすために、監査役は、議決権は有しませんが、取締役会のメンバーとして常時出席し、意見を述べています。また、常勤監査役を中心に社内重要会議への出席、主要幹部との定期会合を通じて経営の監視に努めています。さらに、会計監査人及び内部監査部門との緊密な連携、及び主要グループ会社監査役で構成するGAC(Group Audit Committee)をはじめとした、グループ会社との定期会合を通じて連結グループ会社監査役との協働に注力して活動しています。なお、社外監査役は、独立性に配慮して選任されています。

月9日としました。決算やセグメント別の説明会では常にトップマネジメントによる説明を実施しています。

コンプライアンス

当社はかねてよりコンプライアンスの徹底を図るための体制整備に努めてきましたが、伊藤忠グループ全体を対象としてより一層強固なコンプライアンス体制を構築し、さらにその維持・高度化を図るために、2003年3月期にCCO(Chief Compliance Officer)を

任命しました。CCOを委員長とする企業倫理・コンプライアンス委員会を設置し、外部専門家による定期的なチェック・アドバイスを受けています。グループ全体として教育・研修の充実やホットライン・相談窓口の設置を行うだけでなく、社員及びグループ会社社長に対して法令遵守確認書の取得を実施しました。また、カンパニー・海外店及び事業会社においてもコンプライアンス責任者が各々の組織特性に見合った体制構築を推進しています。

主な社内委員会(委員長)

Super A&P戦略投資委員会 (横田副社長)	新中期経営計画における戦略投資の検討
ALM**委員会 (藤田副社長)	全社のバランスシート管理・改善および リスクマネジメントに関する全社的分析・管理、ならびに管理手法・改善策等の提言
生活消費関連委員会 (加藤副社長)	生活消費関連分野における全社取組方針の策定
CIO***委員会 (小林常務取締役)	グループ情報化戦略についての方針・施策の検討と推進
事業収益改善委員会 (小林常務取締役)	収益レベルに見合った連結経費構造の構築に向けて、子会社の経費構造と収益構造を分析のうえ、 その両面から対策を検討し収益構造の改善を実行、さらに改善状況をフォロー
企業倫理・コンプライアンス委員会 (藤田副社長)	当社経営理念と企業行動基準の周知徹底ならびに遵守の総括管理、そのために必要な 個々のプログラムの策定方針の決定、およびプログラム実施のための具体的な施策の審議

** ALM=Asset Liability Management *** CIO=Chief Information Officer